

## 「指定訪問介護」重要事項説明書

当事業者はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。当事業者が提供するサービスの内容に関し、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の体制
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 緊急時における対応方法及び対応方針
7. 相談窓口・苦情窓口
8. サービス利用に関する留意事項

### 1. 事業者

- |           |                       |
|-----------|-----------------------|
| (1) 法人名   | 有限会社 イーケアサービス         |
| (2) 法人所在地 | 静岡県下田市大賀茂146番地 笹本ビル3階 |
| (3) 電話番号  | 0558-25-3113          |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役社長 結城琢也          |

### 2. 事業所の概要

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) 事業所の名称    | イーケアサービス   |
| (2) 事業所の種類    | 指定訪問介護事業所（平成15年6月1日）<br>総合事業指定事業所（平成30年4月1日）   |
| (3) 介護保険事業所番号 | 静岡県指定 第2270200146号   |
| (4) 事業所の運営方針  | 1、 要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を行う。<br>2、 市町村、保健・医療・福祉サービス提供機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に務める。 |

### 3. 事業実施地域及び営業時間

- |                                  |                   |
|----------------------------------|-------------------|
| (1) 事業実施地域                       | 下田市、南伊豆町（伊浜地区を除く） |
| (2) サービスの提供日・提供時間。担当事務所の営業日・営業時間 |                   |

サービス提供日	月曜日～日曜日（12月30日～1月3日は除く）
サービス提供時間	8時00分～18時00分
事務所営業日	月曜日～土曜日（12月30日～1月3日は除く）
事務所営業時間	9時00分～17時30分（土曜日は9時00分～12時30分）

#### 4. 職員の体制

当事業所ではご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

- |               |              |         |
|---------------|--------------|---------|
| (1) 管理者       | 介護福祉士        | 1人 (兼務) |
| (2) サービス提供責任者 | 介護福祉士        | 3人 (兼務) |
| (3) 訪問介護員     | 介護福祉士        | 11人     |
|               | 2級課程修了者      | 3人      |
|               | 介護職員実務者研修修了者 | 1人      |
|               | 介護職員初任者研修終了者 | 1人      |
|               | (令和6年7月1日現在) |         |

#### 5. 当事業所が提供するサービス対象者とサービス利用料金

- (1) サービス対象者  
介護1～5

- (2) サービス利用料

##### ①訪問介護サービス利用料金

- \*身体介護 (入浴介助・排泄介助・食事介助等)
- \*生活援助 (調理・洗濯・掃除・買物等)
- \*身体生活 (身体介護と生活援助を合わせた場合のサービス)

それぞれのサービスについて、平常の時間帯 (8:00～18:00) の利用料  
(特定事業所加算Ⅱの料金) \*当事業所は特定事業所加算Ⅱに適合しています

サービスの種類	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満
身体介護	身体1→268単位	身体2→426単位	身体3→624単位

サービスの種類	20分以上 45分未満	45分以上 70分未満	70分以上
身体1+生活	生活1→340単位	生活2→411単位	生活3→483単位
身体2+生活	生活1→497単位	生活2→569単位	生活3→640単位
身体3+生活	生活1→695単位	生活2→767単位	生活3→838単位

サービスの種類	20分以上 45分未満	45分以上
生活援助	生活2→197単位	生活3→242単位

※訪問介護員を同時に2人ご利用の場合は、通常料金の2倍になります。

※通常の訪問時間以外の早朝訪問(7時～8時)、夜間訪問(18時～22時)は25%の割増になります。

## ②特定事業所加算（要介護1～5対象）

当事業所は、特定事業所加算Ⅱへの体制要件、人的要件に適合していますので、所定単位数の10%が加算されます。

### 1. 体制要件

- ア すべての訪問介護員等に対して個別の研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること。
- イ 利用者に関する情報、サービス提供にあたっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を概ね一月に一回以上開催すること。
- ウ サービス提供責任者がサービス提供にあたっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始、訪問終了後、適宜報告を受けていること。また報告について、サービス提供責任者は文書にて記録を保存していること。
- エ すべての訪問介護員等に対し、健康診断を少なくとも一年以内ごとに一回、事業主の費用負担により実施されていること。
- オ 緊急時における対応方法が利用者に明示されていること。

### 2. 人材要件

- ア 訪問介護員等の総数のうち介護福祉士が30%以上、又は介護福祉士・介護職員基礎研修課程修了者・1級訪問介護員の合計が50%以上であること。
- イ すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者・1級訪問介護員であること

## ③初回加算

新規または訪問の間隔が2ヶ月以上あいた後、訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合、又は他の訪問介護員の訪問介護に同行訪問した場合、200単位/月の加算が付きます。

## ④緊急時訪問加算

ご利用者やご家族から要請を受け、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携し、介護支援専門員が必要と認めた後、24時間以内に計画のない身体介護を行った場合、100単位/回の加算が付きます。

## ⑤介護職員等処遇改善加算について

当事業所は、厚生労働省が定める基準に適合している事業所として介護職員の賃金改善等の実施を静岡県に届け出ております。

令和6年6月より「訪問介護処遇改善加算Ⅰ(24.5%)」を総単位数に合算させていただきます。

当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。

### ① 介護保険負担割合について

市町村交付の介護保険負担割合証に記載の負担割合となります。

### ② 介護保険給付の区分支給限度額を超える訪問サービスについて

介護保険給付の区分支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用金額の全額がご利用者の負担となります。

## ⑧その他の費用

ア. 買物支援に係る費用	その都度お支払いください。 買い物代金を預かり、買物支援を行います。
イ. 駐車場	訪問時の駐車場確保をお願いします。
ウ. キャンセル料	・サービス実施日の前日受付時間までに申し出た場合。 ・利用者の病変、急な入院等、特別な事情による場合はいただきません。 *但し、事前の申し出なく訪問介護サービスが中止された場合には、利用料金の10%のキャンセル料をいただきます。

※訪問のキャンセルは、訪問実施日の前日受付時間までに連絡をお願いします

## 6. サービス利用に関する留意事項

### (1) 料金の請求

毎月月末で締め、翌月10日頃に請求書をお送りいたします。

原則として翌月28日に指定口座より自動引き落としさせていただきます。

(都合上、他の支払い方法を希望される場合は、応相談と致します)

(2) 介護保険の生活援助の範囲に含まれないと判断される行為

(ア) 「直接本人の援助」に該当しない行為

〈例〉利用者以外の為の調理、洗濯、買い物、布団干し等

② 「日常生活の援助」に該当しない行為

(日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為)

〈例〉庭の草取り、花木の水やり、ペットの世話等

(日常的に行われる家事の範囲を超える行為)

〈例〉部屋の模様替え、家具や電気器具等の移動・修理、修繕、大掃除等

(イ) 同居家族のいる利用者の生活援助

(3) 訪問介護員の禁止行為

① 医療行為又は医療補助行為

② 利用者又は家族等からの金銭または物品の授受

③ 利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供

④ 利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、迷惑行為

⑤ 利用者又は家族等を訪問車両に同乗

⑥ 利用者不在時のサービスの提供

⑦ 利用者の散髪、刃物を使った髭そり、特殊爪の爪切り

⑧ 飲酒及び喫煙

(4) 地震・台風・大雨等の天災時におけるサービスの中止について

・台風大雨等・・・警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難）が発令された時。

・地震発生時・・・警戒レベル4（避難指示）が発令された時。

上記の場合、訪問を中止させて頂きます。事前に連絡させて頂きませんが、連絡が出来ないまま中止させて頂く場合もあります。

## 7. 相談窓口・苦情窓口

訪問介護相談窓口 苦情相談窓口	所在地 静岡県下田市大賀茂146番地 笹本ビル3階 イーケアサービス 相談窓口 担当 堀田正道 電話番号 0558-25-3113 Fax 番号 0558-25-3550 営業時間 月曜日～金曜日 9時00分～17時30分 土曜日 9時00分～12時30分
下田市 市民保健課	所在地 静岡県下田市東本郷1-5-18 電話番号 0558-22-2077
南伊豆町 福祉介護課	所在地 静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂315-1 電話番号 0558-62-6233
国民健康保険団体連合会	所在地 静岡県静岡市葵区春日2-4-34 電話番号 054-253-5590

## 8. 緊急時における対応方法及び対応方針

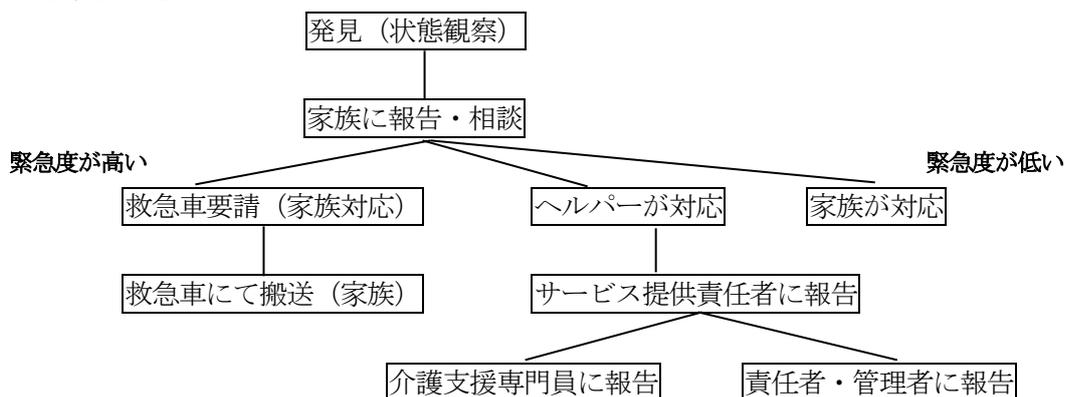
サービスの提供中に利用者の状態が急変、その他緊急事態が生じた場合は、当社の緊急時対応マニュアルに基づき対応を行います

### 緊急連絡先

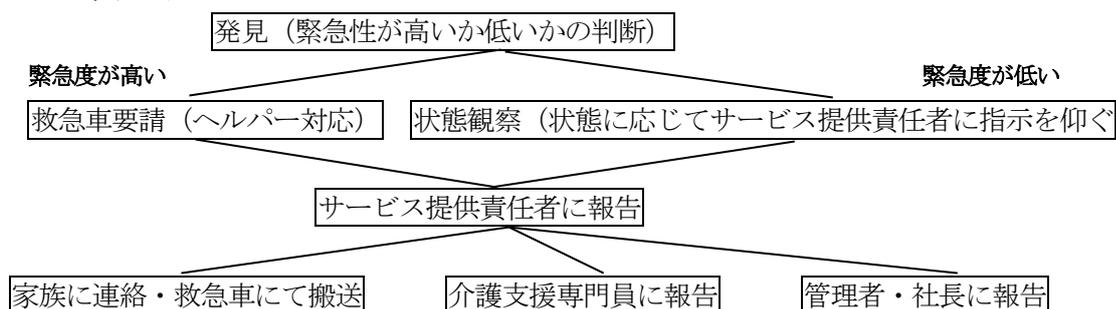
ご家族	氏名 様 (妻)	電話
医療機関	)	電話

### 緊急事態発生時の対応マニュアル

#### ●家族在宅時



#### ●家族不在時



※ヘルパーは救急車への同乗付き添いは出来ません。ご家族に連絡いたします。

#### ※緊急事態発生時の観察の順序と要点

利用者の様子が普段と違っていたり、倒れていたりしたら、以下の項目に注意し観察しながら対応していきます。

- ① ひどく出血している
- ② 呼吸していない
- ③ 脈拍がふれない
- ④ 意識が無い
- ⑤ 顔色がひどく悪い
- ⑥ 手足が動かない
- ⑦ 痛みがある
- ⑧ 出血がある
- ⑨ 外傷、打撲がある

# 個人情報同意書

利用者及び家族の個人情報の取り扱いについて、私（利用者）及び家族（代理人）は、下記の事項について同意いたします。

## 1. 内容

介護サービスの提供に必要な利用者及び家族等の個人情報

## 2. 利用目的

- ①サービス実施に関係する介護サービス事業者、居宅介護支援事業所及び医療機関等との連携  
(サービス担当者会議、照会への回答、個別サービス計画の作成等)
- ②保険者（市町）との連携、照会への回答
- ③審査支払機関へのレセプト（請求書）等の提出、及び照会への回答
- ④保険者（市町）等への事故報告
- ⑤損害賠償保険に関わる保険会社等への相談、届け出

## 3. 個人情報提供にあたっての注意

個人情報の提供はあくまでも介護サービスの実施に必要な限りでのみ行い、また個人情報の提供にあたっては提出先以外の者に漏れることのないように十分に注意を払うこと